

湖北圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「湖北圏域 水害・土砂災害に強い地域づくり協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、長浜市および米原市が、国、県とともに専門的な学識経験等に基づく助言を受けながら、姉川、高時川等の洪水被害や土石流危険渓流等からの流出土砂による被害を回避・軽減するためのソフト対策を協議し、自助・共助・公助のバランスのとれた地域防災力の再構築を図ることを目的とする。

また、協議会では広域的な避難誘導体制の確立など、様々な観点から効果的なソフト対策の検討を行う。

(協議会)

第3条 協議会の委員構成は別紙のとおりとする。また、協議会には会長を置き、それぞれの委員の互選によってこれを定めるものとする。ただし、会長は行政委員から選出する。

- 2 協議会は、会長が招集する。
- 3 会長は、協議会の議長となり、会務を総括する。
- 4 会長は、協議会の目的を達成するために必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 協議会の下部組織として、実行委員(担当者)会議やワーキンググループ等を設けることができる。
- 6 行政委員は、出席できない場合は代理を立てることとする。

(事務局)

第4条 協議会の事務局は、土木交通部流域政策局流域治水政策室、砂防課、長浜土木事務所、同事務所木之本支所および会長の属する機関で処理するものとする。

(雑則)

第5条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年11月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年8月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年3月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年3月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年2月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年3月1日から施行する。

(別紙)

委 員 構 成 (平成 30 年 3 月 1 日現在)

(市町：市町コード順、敬称略)

区分	所 属	職 名	氏 名	備 考
学 識 経 験 者	京都大学防災研究所 社会防災研究部門	教 授	たと の 多々納 裕一 ひろかず	
	京都大学防災研究所 巨大災害研究センター	教 授	はたやま 畠山 満則 みちのり	
行 政 関 係 者	長浜市	副市長	おおかよしゆき 大塚義之	会長
	米原市	副市長	おかだひでき 岡田英基	
	国土交通省 琵琶湖河川事務所	所 長	みずくさこういち 水草浩一	
	滋賀県 防災危機管理局 地震・危機管理室	室 長	たはらとしあき 田原利秋	
	滋賀県 土木交通部流域政策局河川・港湾室	室 長	はしまとさとし 橋本聰	
	滋賀県 土木交通部流域政策局流域治水政策室	室 長	ふじたきよたか 藤田喜世隆	
	滋賀県 土木交通部砂防課	課 長	うえのくにお 上野邦雄	
	滋賀県 長浜土木事務所	所 長	にしじまとよし 西鳶照毅	
	滋賀県 長浜土木事務所木之本支所	支所長	いまい たかし 今井 崇	